

新しい年を迎えました。

皆さまにおかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、4月に発生した「熊本・大分地震」を始め、北海道南部の内浦湾地震(6月)、鳥取地震(10月)、福島県沖地震(11月)など全国各地で震度5以上の地震が多発した年でした。警固断層帯南東部でのM7.2程度の地震発生率は30年以内に0.3～6%です。更なる耐震化の推進や、玄海原発事故を想定した防災計画の見直しを進めていかなければなりません。

皆さまの安心・安全な暮らしづくりのために、本年も邁進して参りますので、これからも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

福岡市議会議員 いけだ良子



2015年度決算に対する賛成討論



12月定例会(14日～22日)の初日、会派を代表して去る決算特別委員会の審議結果を受けた2015年度決算に対する討論を行いました。各事業に関しては、35項目について要望、意見を述べました。

●指定管理者制度の導入について

公共サービス部門の指定管理者制度導入は、財政健全化を理由に、コストカットのツールとして使ってきたことは否めない。これまでの民間活用に関する全体的な評価をまとめ、今後の導入にあたっては、その事業が指定管理者制度になじむのかどうか、公共サービスを行うにふさわしい企業なのか、職場環境が守られているのかなどの視点を踏まえて熟慮されるよう要望する。

●防災対策について

現在想定している警固断層南東部地震の震度予測を踏まえ、今後の耐震化の実施個所の優先順位の見直しを求める。

●住民主体のコミュニティづくりについて

住民自治への支援及び諸団体の位置づけの明確化を中心に据えた基本条例の制定に向け、議論の継続を求める。

●消費生活相談事業について

民間企業に業務委託をしていることから、相談業務サービスの後退を招いている。相談に訪れた市民が以前と変わらぬサービスを享受することができるよう早急な改善を要望する。

●保健福祉費について

「健康寿命」を延ばすために、健康増進に取り組むインセンティブ付与(やる気)の在り方として、国の動きに先行して、「健康保険料や介護保険料の一部に相当する金額を還付する」といった財政的手法について、幅広く研究・検討することを要望する。

●障がい者差別禁止条例について

制定に向けた検討会議が始まっている。聴覚障がいや発達障がいなど様々な障がい種を対象とした障がい者差別禁止条例となるよう要望する。

●こども医療費助成制度について

10月から導入された通院費助成制度は、これまで無料であった3歳～6歳未満の幼児については負担を強いるものとなっている。医療費が掛かる年齢層でもあり、導入後の経緯を慎重に調査し、保護者負担の見直しを図るとともに、助成制度対象年齢の拡大を求める。

●留守家庭子ども会事業について

福岡市の**保育指針**を定めるべきである。加えて、利用者の増加等により、増改築が行われている施設に関しては、現場の声を聞きながら独立した静養室などの環境整備を進めるよう要望する。

●保育事業について

待機児童や未入所児童の解消は急務。中でも、年度途中での**職場復帰時に抱える0歳～1歳児の受け入れゼロ問題**や、障がい児の受け入れ困難など多くの課題を抱えている。保育士不足が一番の要因であり、抜本的解決のためには、保育士の処遇や働き方改善策が必要である。本市独自の処遇改善策と合わせて療育センターとの並行通園の更なる拡充などを求める。

●教育関連について

中1ギャップの解消は未だ図られていない。中学1年生で少人数数学級を選択した学校では、未実施校に比べ不登校人数が少なく、少人数数学級の効果が表れている。**少人数数学級の学年拡大と不登校対応教員の拡充**を要望する。

主体的な学びアクティブ・ラーニングでは学校図書館は大きな役割を担う。**学校司書の増員**を要望する。

特別支援教育支援員の配置については、2か月交代の任用期間

が課題となっている。継続的支援が必要な学校行事などを考慮して、せめて学期ごとの任用などその**任用期間について改善**を求める。

産休や病休等の代替教員の配置については、講師不足が続き、教育現場に混乱をもたらしている。**講師の確保や正規率の向上**に向けて改善をすべき。

施設面については、特別教室に空調機の早急な整備を求める。また、食の安全や職員の健康管理の面からも、小学校給食室のエアコン整備を求める。

●商店街の振興策について

商店街周辺の自治協議会や町内会なども含めた地域ぐるみでの振興策の実施を要望する。また、商店街の店揃えについて、近隣の地域や高齢者のニーズも含め、不足業種である鮮魚店等を

呼び込むなど、地域産品が身近な商店街で入手できるよう対策を講じるよう要望する。

●農林水産業事業について

この20年間でみると、農林水産事業費だけが最も低く、一貫して減額されてきている。福岡市は、豊かな海と山の自然環境に恵まれている都市である。農林水産業の再生・復活をめざす根本的対策にいち早く取り組むべきである。

●温暖化対策について

家庭部門における「省エネ住宅改修補助制度」の来年度実施を着実に進めるとともに、業務部門における一定規模以上の既存建築物の省エネに向けた本市独自制度の導入に向けて、しっかりと制度設計をされるよう要望する。

常任委員会報告(第2委員会)

●教育委員会

現在、政令市の市立小・中・特別支援学校の教職員(県費負担教職員)は、賃金・労働条件・教職員定数については県が、採用・服務については市が権限をもっています。しかし、地方分権推進一括

法の流れの中で2017年度より賃金をはじめとして労働条件・教職員定数などすべての権限が県から市に「移譲」されることになり、県費教職員は市の職員となります。

今議会で提案された、議案第209号【福岡市立学校職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案】と、議案第210号【県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例案】は、市の職員となる教職員の給与・勤務条件を市の条例で定めるものです。県と市の賃金や労働条件には多くの違いがあり、勤務条件のほとんどが、「市の制度」に合わせられることで低下する content も多々あります。特に、正規同等の働き方をしている常勤講師や、非常勤講師などの臨時教職員が、県に比べて大きく後退した点は問題です。制度変更が教職員の勤務や子どもたちとの教育活動へ影響が出ないよう、課題の指摘や要望を述べました。(一部のみ記載)

今後は、年次休暇の取得単位や子育て支援休暇、臨時職員の勤務条件等については、**福岡市職員の権利の拡充として、制度改革**を求めています。



項 目	福岡県→福岡市	問題点
年次有給休暇(20日)	全て時間休で取得可能→ 時間休は10日まで、11日以上は半日もしくは1日単位で取得	教職員は、半日休や1日休を取りづらい教育現場独自の勤務状況にある。
子育て支援休暇の廃止	中学生まで看護休暇の他に学校行事への参加も可→ 小学生までの看護休暇のみ	子育て支援が叫ばれている中、世論に逆行。
通勤手当の上限額の制限	公共交通機関は、運賃相当額→ 上限55,000円 自家用車は、距離毎に支給→ 31,600円上限 特急・高速加算あり→ なし	少数ながら県外からの通勤者もいる中で、経過措置もない。
常勤講師	退職手当あり→ なし、雇用保険のみ 夏季特別休暇日数、正規同様6日→ 1日に 病気休暇・介護休暇、正規同様→ なし	常勤講師や事務代理職員、栄養士代理職員は、正規職員と同様の職責を担っているという考えから、県は正規職員とほぼ同様の権利を保障している。何年も臨時講師として継続勤務している者がほとんどで、雇用保険制度では、退職手当に見合わない。
学校事務職員、栄養教諭の代理職員	代理職員職そのものが市にはなく、正規の補充要員を配置するとしているが、不足すれば日額報酬職員となる。	

いけだ良子後援会入会のご案内

いけだ良子後援会では、いけだ良子の活動を支えていただく後援会員を募集しています。皆様方のご協力をお願い申し上げます。

年会費(1口)1,000円(何口でも結構です)
(郵便局)口座記号番号 01700-8-134553

弁護士による 無料法律相談を 行っています

●日 時/毎月第4水曜日 17:00~19:00

●場 所/池田良子事務所

弁護士:津留雅昭 市議会議員:池田良子

※どなたでも、お気軽にご相談ください。秘密厳守。
事前にお電話でご予約ください。

いけだ良子事務所

〒819-0043

福岡市西区野方2丁目13-3

tel:092-812-3447 fax:092-812-3449

http://www.ikedayoshiko.com

nukumori_anshin06@yahoo.co.jp

